



令和3年かながわの監査



令和4年8月

目次

監査のしくみ

◇ 監査委員	1
◇ 監査委員の役割	2
◇ 監査事務局	2
◇ 監査の主な種類	3
◇ 監査結果の区分	6

令和3年の監査

◇ 財務監査（定期監査）等	7
◇ 財務監査（随時監査）等	11
◇ 財政援助団体等監査	11
◇ 決算審査	12
◇ 健全化判断比率等審査	16
◇ 例月出納検査	17
◇ 住民監査請求	17

監査のしくみ

監査委員

監査委員は、地方自治法に基づき全ての地方公共団体に設置されており、それぞれの監査委員が独立して職務権限を行使する「**独任制**」(用語解説 参照)の執行機関です。選任は、議会の同意を得て知事が行いますが、権限は知事から独立しています。

監査委員は、行政運営に関して優れた識見を有する者の中から選任される「**識見監査委員**」と議員の中から選任される「**議選監査委員**」からなります。地方自治法では都道府県の監査委員の定数は4人としていますが、条例により増やすことができると定められています。

県では、平成22年10月の神奈川県監査委員に関する条例の改正により監査委員の定数を5人とし、同年12月から識見監査委員3人、議選監査委員2人の計5人による体制とすることにより、監査機能の一層の充実強化を図っています。

【監査委員名簿】

令和4年8月1日現在

区分	氏名	就任年月日	任期	備考
識見監査委員	常勤 村上英嗣	H28.12.2	4年(2期目)	代表監査委員
	非常勤 太田眞晴	H30.12.1	4年(2期目)	公認会計士
	非常勤 吉川知恵子	H31.4.1	4年(1期目)	弁護士
議選監査委員	非常勤 小島健一	R4.5.25	議員の任期による	県議会議員
	非常勤 作山ゆうすけ	R4.5.25	議員の任期による	県議会議員

用語解説

「独任制」

独任制とは、それぞれの監査委員が独立して職務権限を行使することを意味しています。このため教育委員会や選挙管理委員会のように「監査委員会」という名称は用いません。

ただし、監査の結果や意見などについては、監査委員の合議(全員の合意)により決定します。

監査委員の役割

監査委員は、県の仕事について適法に行われているかだけでなく、最少の経費で最大の効果を上げているか、組織及び運営の合理化に努めているかなど、経済性、効率性、有効性の視点で、知事から独立した立場で監査しています。

監査の結果については公報などで県民の皆さまにお知らせするとともに、議会、知事等に提出しています。

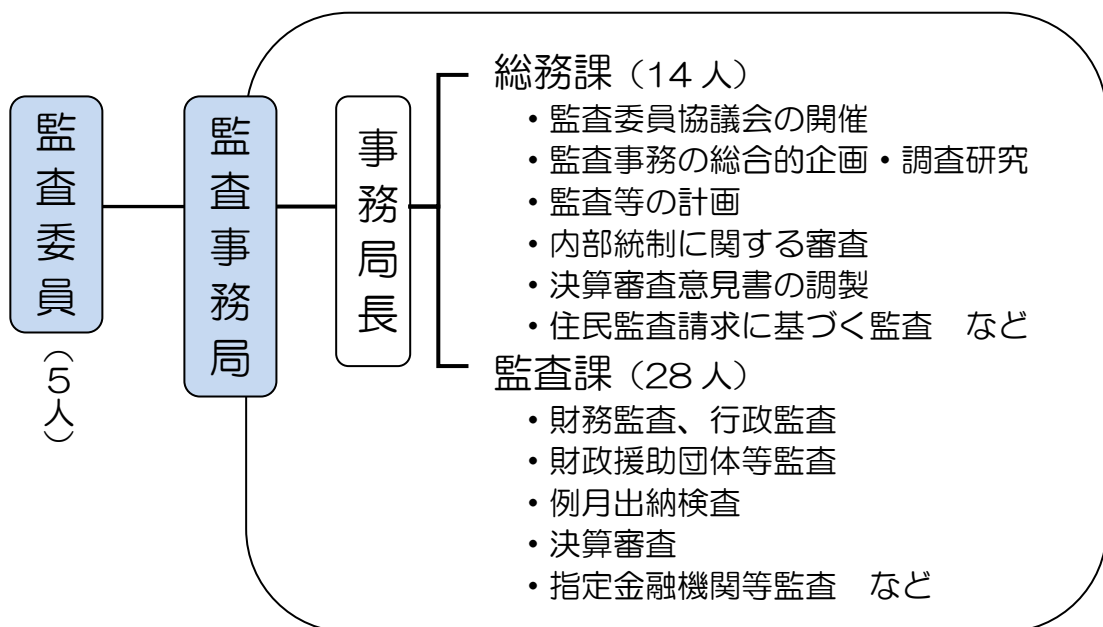
また、年度ごとの決算、財政の健全化判断比率等について審査を行い、意見を知事に提出しています。

監査事務局

地方自治法の規定により、都道府県の監査委員に事務局を置くことされており、県では、監査事務局長以下 43 人が監査委員を補助し、職務に当たっています。

【組織図】

令和4年8月現在



監査の主な種類

○ 定期的又は必要があると認めたとときに行う監査

財務監査

財務監査（定期監査） …地方自治法の規定により、県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、毎会計年度少なくとも 1 回以上期日を定めて監査しなければならないとされており、原則として、毎年全ての所属を対象に実施しています。

財務監査（随時監査） …地方自治法の規定により、財務監査（定期監査）のほかに、監査委員が必要と認めたとときに監査できるとされており、財務監査（定期監査）を補完する場合、特定の財務に関する事務の執行を監査する場合等を実施しています。

行政監査

地方自治法の規定に基づき、県の事務の執行について、組織、人員、事務処理方法その他行政運営全般を事務の合理化等の観点から、財務監査（定期監査）と併せて監査するほか、必要があると認めるときに実施しています。

財政援助団体等監査

地方自治法の規定に基づき、県が、補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えている団体や4分の1以上出資している団体、公の施設の管理を行わせている団体（指定管理者）等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行を監査するもので、対象となる団体の中から補助額等によって毎年から7年に1回までの周期を定めて実施しています。

○ 決算関係書類の審査

決算審査等

監査委員は、知事が毎会計年度、議会へ提出する決算関係書類を事前に審査しています。

監査委員は、各会計の決算書などの数値に誤りがないか、予算管理及び決算整理が的確に行われているか等について審査を行い、意見書を提出します。知事は、決算関係書類に監査委員の意見を付けて議会に提出します。

審査の対象となる決算関係書類には、一般会計及び特別会計歳入歳出決算とその添付書類のほか、公営企業^(※)決算とその添付資料、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）に基づき知事から提出された健全化判断比率や資金不足比率（「用語解説」参照）があります。

※公営企業：水道など地方公共団体が住民の福祉の向上を目的として経営している企業です。

用語解説

「健全化判断比率及び資金不足比率」

【健全化判断比率】 財政の健全化や再生の必要性を判断するためのものであり、次の4つの比率の総称です。

○ 実質赤字比率：一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模^(※)に対する比率

※標準財政規模：地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模

○ 連結実質赤字比率：一般会計等に公営事業会計を加えた全会計を対象とした実質赤字額（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率

○ 実質公債費比率：一般会計等が負担する地方債の元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

○ 将来負担比率：一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

【資金不足比率】 公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率であり、経営状態の悪化の度合いを示すものです。

○ 内部統制に関する審査

内部統制評価報告書審査

知事が作成した内部統制評価報告書について、知事による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかなどについて審査しています。

○ 公金の出納に関する検査と監査

例月出納検査

県の現金の出納の計数に誤りがないかについて、県の会計に係るデータと指定金融機関等から提出された帳票の一部を毎月照合して検査しています。

指定金融機関等監査

県の公金の収納又は支払の事務を行っている指定金融機関等に対し、公金の収納又は支払の事務が適正に行われているかについて監査しています。

○ 請求・要求による監査

住民監査請求

県民の皆さまが、県の執行機関又は職員による違法又は不当な公金の支出、契約の締結などの財務会計上の行為、違法又は不当に財産の管理などを怠る事実があると認めるときに、監査委員に対して監査を求めて必要な措置を講じるよう請求することができる制度です。

原則として、県の執行機関又は職員の行為終了後1年を経過したときは請求することができません。

上記のほかに、県民の方（選挙権を有する方の50分の1以上）、議会、知事等の請求又は要求により行う監査があります。

監査結果の区分

監査の結果、是正、改善等の必要があった場合に指摘します。指摘は次表の基準に基づき、「不適切事項」と「要改善事項」に区分しています。指摘に至らなかったもののうち、所管局長等に注意する必要があるものは「注意事項」に区分しています。

監査結果の区分	該当項目
不適切事項	<p>次のいずれかに該当すると認められる事案で、是正、改善等の措置状況の報告を求める必要があるものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法令等に違反すると認められる事案 2 予算目的に反していると認められる事案 3 不経済な行為又は損害が生じていると認められる事案 4 事務処理等が適切を欠くと認められる事案
要改善事項	<p>次のいずれかに該当する事案で、是正、改善等の措置状況の報告を求める必要があるものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案 2 事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案
注意事項	<p>不適切事項の1から4までに掲げる事案のうち、今後の事務事業の執行に当たって注意すべきもの及び要改善事項の1又は2のいずれかに該当する事案のうち、是正、改善等の措置状況の報告を求める必要のないものをいう。</p>

「不適切事項」と「要改善事項」については、指摘した事項を議会、知事及び関係する委員会に報告するとともに、県公報により公表します。

また、必要があると認めるときは、この報告に添えて組織及び運営の合理化に資するための意見を提出することができ、意見は公報により公表します。

なお、「不適切事項」と「要改善事項」のうち、特に措置を講ずる必要があると認める事項については、必要な措置を講ずべきことを勧告することができ、勧告は公報により公表します。

令和3年の監査

令和3年に実施した監査結果の概要は次のとおりです。

財務監査（定期監査）等

監査の種類	内 容	実施箇所数	指摘件数		
				(参考) 令和2年	
財務監査 (定期監査)	財務に関する事務が、法令等に基づき適正に執行されているか等について監査しました。	551 か所	不適切事項	243 件	
				161 件	
行政監査	行政運営が、適正かつ効率的に執行されているか等について監査しました。	551 か所	要改善事項	9 件	
				4 件	

財務監査（定期監査）等の指摘の概要は次のとおりです。

不適切事項

予算の執行に関するもの（18件）

- ・ 執行科目を誤っていた
- ・ 収入調定をすべきところその分を減額して支払っていた など

収入に関するもの（9件）

- ・ 調定が遅れていた
- ・ 領収した現金について、現金出納簿への記載を行っていなかった など

支出に関するもの（38件）

- ・ 支払期限後に支払ったため、遅延利息を支払っていた
- ・ 事務処理の誤りにより、当初予定していなかった経費を支払っていた など

契約に関するもの（93件）

- ・ 履行確認が適切に行われなかった
- ・ 政令の規定が適用される契約（特定調達契約）に係る一般競争入札を行わずに契約の相手方を決定していた など

課税徴収に関するもの (5件)

不動産取得税の課税誤りによる本税返還に当たり、遅延損害金が発生していた

工事に関するもの (18件)

- 設計金額の積算を誤っていた
- 道路占用の許可期間を超えて工事を行っていた など

財産に関するもの (49件)

- 財産の使用許可を行っていなかったため、使用料が徴収不足であった
- 財産を無償で貸し付けることができないにもかかわらず、適正な手続を経ないまま長年にわたり無償で貸し付けていた など

その他 (9件)

- 所得税等を法定納期限内に納付していなかった
- 指定管理業務に係る基本協定書の記載内容を誤っていた など

行政監査 (4件)

- 保存期間満了前の文書や公文書館へ引き渡すべき文書を大量に廃棄していた
- 口座振込申出書に不要な個人情報を記載させていた など

要改善事項

9件

口座振替により自動車税種別割を納付した納税者に対して、特段の必要性が認められないにもかかわらず、振替済みのお知らせとして、領収証書を兼ねた納付済通知書及び納税証明書（以下「納付済通知書等」という。）を送付していた。

この納付済通知書等の発行及び送付に要した経費は、令和2年度において841万余円となっていたが、口座振替で納付した場合には、納税者は預貯金通帳への記帳により納付済みの確認ができることから、納付済通知書を送付する特段の必要性は認められないところであり、また、車検を受ける際の納税証明については、既に自動車税種別割の納税確認が電子化されており、提示を省略できることとなっていることなどから、納税証明書を送付する特段の必要性も認められないというところである。

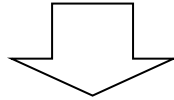
したがって、自動車税種別割の賦課徴収に係る経費を削減するとともに、業務効率の向上に資するため、口座振替により自動車税種別割を納付した納税者に対する納付済通知書等の送付を取りやめるよう改善する必要がある。 など

指摘の主な事例と、指摘された所属が行った措置の内容は次のとおりです。

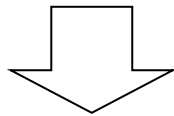
不適切事項

<支出の事例>

講習案内の送付に当たり、誤った住所データを業務受託者に提供したことにより誤送付が2,268件発生し、再送付に係る郵送料193,072円を支払っていました。



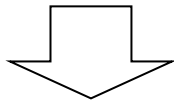
当初予定していなかった経費、193,072円を支払ったことにより、不経済な執行となっていたことを指摘しました。



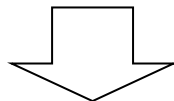
指摘を受けた担当部署では、複数の職員による住所データの確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとしました。

<工事の事例>

配水管改良工事の施工に当たり、工程に遅れが生じ、道路占用許可期間内の完了が困難になったにもかかわらず、変更許可申請手続きを行わないまま工事を行っていました。



道路法及び市の道路占用規則に反し、道路占用の変更許可申請手続きを行わないまま許可期間を超えて工事を行っていたことを指摘しました。



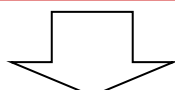
指摘を受けた担当部署では、道路占用等許可の整理簿に許可期間（工事期間）を追加するとともに、課内会議で職員への注意喚起を行うことにより確認体制の強化を図り、適正な事務執行に努めることとしました。

<財産の事例>

行政財産の使用許可の手続を行わないままインフォメーションセンター（売店）及び花売店が設置されていました。



行政財産の目的外使用に係る許可を行っていなかったこと。これに伴い、使用料2件、356,719円が徴収不足であったことを指摘しました。



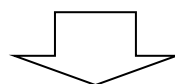
指摘を受けた担当部署では、使用許可を行い徴収不足分を収入しました。併せて、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとしました。

要改善事項

口座振替により自動車税種別割を納付した納税者に対して、特段の必要性が認められないにもかかわらず、振替済みのお知らせとして、領収証書を兼ねた納付済通知書及び納税証明書を送付していました。



口座振替により自動車税種別割を納付した納税者に対して、特段の必要性が認められないにもかかわらず、振替済みのお知らせとして、領収証書を兼ねた納付済通知書及び納税証明書（以下「納付済通知書等」という。）を送付し、令和2年度においては841万余円の経費を要していたことから、自動車税種別割の賦課徴収に係る経費を削減するとともに、業務効率の向上に資するため、口座振替により自動車税種別割を納付した納税者に対する納付済通知書等の送付を取りやめるよう改善する必要があると指摘しました。



指摘を受けた担当部署では、令和4年度中に納税者に対し周知及び広報を行った上で、令和5年度から納付済通知書等の送付を廃止することとしました。

財務監査（随時監査）等

内 容	実施箇所数	指摘件数	
			(参考) 令和2年
新型コロナウイルス感染症対策への対応状況等に鑑み、令和2年度の事務事業を対象とした財務監査等を実施していなかった機関において、臨時財務監査及び臨時行政監査を実施したほか、令和3年の財務監査（定期監査）及び行政監査において、継続して警備業務委託契約に係る支払状況を確認する必要があると認められた機関等において、臨時財務監査を実施しました。	5 か所	不適切事項	9件
			6件
		要改善事項	0件
			1件

随時監査では、支払の遅れ、業務委託料の過大支出などを不適切事項として指摘しました。

財政援助団体等監査

内 容	実施団体数	指摘件数	
			(参考) 令和2年
県が補助金等の財政的援助を与えている団体、県が出資している団体、又は公の施設の管理を行わせている団体等の出納その他の事務の執行について監査しました。	24 団体	不適切事項	5件
			12件
		要改善事項	1件
			0件

財政援助団体等監査では、見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていたことなどを不適切事項として指摘するとともに、電力需給契約を一者随意契約としていたことについて、今後の契約締結に当たり、契約の競争性、透明性等を確保するとともに、経費の削減に資するため、県における電力の調達方法も参考にするなどして、競争入札とするよう改善する必要があることを指摘しました。

決算審査

内 容

各会計の決算数値に誤りがないか、予算管理及び決算整理が的確に行われているか等について、財務監査（定期監査）や例月出納検査の結果を踏まえて審査しました。

決算審査の結果の概要は次のとおりです。

【1 一般会計・特別会計】

会計管理者所管の各会計の令和2年度決算について、歳入歳出決算書並びに関係書類の計数については、審査した限りにおいて、一部の事項を除き、正確なものと認められました。その他の点について、監査委員が付した意見のうち主な内容は次のとおりです。

○ 決算内容に関する意見

収入未済額の合計は227億2,012万余円で、前年度と比較すると7,689万余円増加（0.3%）している。また、令和2年度から公営企業会計に移行した流域下水道事業会計を除いて比較すると、収入未済額は27億248万余円増加（13.5%）している。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により、法人事業税に係る収入未済額が前年度と比較して35億8,842万余円増加（709.4%）し、40億9,427万余円となったことなどによるものであるが、この収入未済額のうち35億6,840万余円は徴収猶予となっている。

○ 財政状況に関する意見

今後の財政運営に当たっては、当面活用が見込まれない県有財産や資金の有効活用、国庫支出金の積極的な活用などにより歳入を確保するとともに、経済性、効率性、有効性等の観点からの既存施策・事業の抜本的な見直しによる歳出の抑制や民間資金・ノウハウの活用にこれまで以上に取り組んでいく必要がある。

そして、将来にわたり、本県財政を安定的に運営していくためには、地方交付税をはじめとする財源の確保に努めることはもとより、中長期的には、地方分権改革の理念に沿って、国から地方への権限移譲等を進め、国と地方の適正な役割分担に応じた地方税財源の充実強化を一層図ることが必要であることから、県は、これらの実現に向けて、引き続き、粘り強く国等に働きかけていくことが重要である。

(1) 県債発行の抑制

県債残高については、「中期財政見通し」において、「令和 5 年度までに県債全体の残高を 2 兆円台に減少」という県債管理目標に取り組んでいるが、神奈川県水防災戦略の財源に県債を活用するなどの影響もあり、令和 5 年度の県債現在高は 3 兆円を上回る見込みであるとされており、近年の県債発行額の状況等を踏まえると、目標の達成は極めて困難であると考えられる。このため、県債管理目標の見直しが必要となるが、新型コロナウイルス感染症が収束しておらず、今後の財政状況が見通せない現状では、目標設定の根拠となる「中期財政見通し」の推計を見直すことは困難であることから、今後の状況の推移を注視しつつ、できるだけ速やかに新たな県債管理目標を設定することが望まれる。そして、後年度の健全な財政基盤を構築し、将来にわたり必要な県民サービスを維持するためにも、新たな県債管理目標の達成に向けて、県債残高の減少に取り組んでいくことが重要である。

(2) 財政における地方公会計の活用

地方公会計に基づく令和元年度決算財務書類が、地方公会計の概要、財務書類の計数の説明等を記載した概要資料と合わせて令和 2 年 12 月に公表された。

この地方公会計の導入により、人件費を含めた事業コストや、資産や負債のストック情報、減価償却費、退職手当引当金繰入額など、従来単式簿記による決算制度では見えにくかったコストが明らかになり、事業ごとのフルコストの財務情報を把握することができるようになった。

そして、地方公会計を活用するための取組として、令和 2 年度には、各所属における財務書類の積極的な分析・活用を支援するため、会計局会計課（以下「会計課」という。）において、財務書類の分析方法の紹介を行うとともに、会計課及び総務局財産経営部財産経営課（以下、これらを合わせて「主管課」という。）において、財務書類の活用に向けて、各所属に対する分析支援を行うこととしていたが、各所属において、具体的な財務書類の活用例はなく、主管課の分析支援を利用した実績もなかった。人口減少、少子高齢化が進展する中、限られた財源を効率的・効果的に使用するため、地方公会計における財務情報を適切に活用し、財政のマネジメント強化を図っていくことが重要であることから、主管課においては、総務省の動向や他の地方公共団体における取組事例などにも留意しつつ、具体的な目標を設定して、各所属に対して分析支援を活用するよう積極的に働きかけるなど、引き続き財務書類の積極的な分析・活用を支援するための取組を推進していくとともに、各所属においても、こうした支援を活用することなどにより、財務書類の活用に向けて積極的に取り組んでいく必要がある。

また、地方公会計に基づく財務書類については、県債残高の状況など県の債務の状況が表示されているが、この財務書類の公表に当たっては、県が進めている県債残高の減少に向けた取組についても県民に分かりやすく示し、説明責任の向上を図っていくことが重要である。

【2 公営企業会計】

公営企業会計（6事業会計）の令和2年度決算について、決算書及び決算諸表は、審査した限りにおいて、計数は正確なものであり、経営成績及び財政状態を明瞭に表示しているものと認められました。その他の点について、監査委員が付した意見のうち主な内容は次のとおりです。

○ 経営に関する意見

(1) 水道事業

今後の経営環境は、水需要の減少に伴い、水道料金収入の減少傾向が続くと見込まれる中、大規模地震に備えて水道施設の耐震化等の災害対策を推進する必要があることや、高度経済成長期までに整備した施設の老朽化に伴い更新費用の増大が想定され、厳しい状況が続くと考えられる。

したがって、神奈川県水道事業経営計画に基づき、情報通信（ICT）やAI、水道スマートメーターなどの最新技術を積極的に導入することにより、業務の効率化を図りつつ、効率的な事業運営を行うことで経費削減に取り組むとともに、県、横浜市、川崎市、横須賀市の各水道事業者及び神奈川県内広域水道企業団の5事業者が目指す最適な施設配置（5事業者全体で8浄水場への再編）も念頭に置きつつ、水需要の減少に応じた施設のダウンサイジングや統廃合を行いながら、計画的に施設の更新を進め、適切な補修・維持管理や施設の長寿命化等、中長期的な視点に立った管理運営を通じ、更なる経営改善に努める必要がある。

(2) 電気事業

水力発電においては、平成21年度から令和5年度までの15年間、発電した電力のほぼ全てを東京電力株式会社に売電する内容の電力受給基本契約を締結している。

今後も電力システム改革の動向を注視しつつ、将来にわたって安定的な経営が継続できるよう、令和2年度に実施した委託調査結果等を踏まえて、令和6年度以降の売電契約のあり方についての検討を着実に進めていく必要がある。

(3) 公営企業資金等運用事業（資金運用）

令和2年度は、水道事業会計に対し新たに長期貸付金 70 億円の貸付けを行っている。これは水道事業会計において資金借入れに係る利子負担の削減を図るとともに、本事業会計においても、低金利の状況が続く中でより有利な資金運用を図る観点から行ったものであり、長期貸付金の年度末残高は前年度に比べて 38 億 4,510 万余円増加しているが、貸付残高のうち金利の低いものの占める割合が上がっていることなどから、貸付金の利息収入は、前年度に比べて 1,503 万余円減少している。

一方、預金の利息収入については、日本銀行のマイナス金利政策の影響により低金利が続いているものの、運用した大口定期預金が比較的高金利であったことなどから、前年度に比べて 46 万余円増加している。

公営企業で既往に生じた余剰資金を運用する本事業は、金利の影響を大きく受けることから、今後も金融政策や金利動向を注視しつつ、適切かつ効率的な運用に一層留意する必要がある。

(4) 流域下水道

流域下水道事業は、施設の老朽化に伴う改築更新等により、事業費や業務量の増大が見込まれる中、人口減少等に伴う使用料収入等の減少や経験豊富な職員の退職等により、事業運営の厳しさが増すことが懸念されていることから、将来にわたり安定的に事業を継続していくため、こうした経営面の課題に着実に取り組んでいく必要がある。

健全化判断比率等審査

【1 健全化判断比率審査意見】

審査に付された健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、一部の事項を除き、適正に作成されており、それに基づく健全化判断比率は正確なものと認められました。

比率名	令和2年度 算定比率	＜参考＞	
		早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— (赤字なし)	3.75%	5%
連結実質赤字比率	— (赤字なし)	8.75%	15%
実質公債費比率	9.8%	25%	35%
将来負担比率	104.8%	400%	

注： 早期健全化基準・財政再生基準

地方公共団体等の財政の状況が改善努力を要するかどうかを判断する基準です。

比率のいずれかが、早期健全化基準を上回る場合は財政健全化計画を、財政再生基準を上回る場合は財政再生計画を定めることになっています。

【2 資金不足比率審査意見】

審査に付された資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されており、それに基づく資金不足比率は正確なものと認められました。

事業会計	令和2年度 資金不足比率	＜参考＞
		経営健全化基準
水道事業会計 ほか5会計	— (資金不足なし)	20%

注： 経営健全化基準

地方公共団体等の財政の状況が改善努力を要するかどうかを判断する基準です。

比率が経営健全化基準を上回る場合は、経営健全化計画を定めることになっています。

例月出納検査

内 容	実施箇所数	指摘件数	
		(参考) 令和 2 年	
県の現金の出納の計数に誤りがないかどうかについて、県の会計に係るデータと指定金融機関等から提出された帳票の一部を毎月照合して検査しました。	3か所	なし	なし

住民監査請求

内 容
県の執行機関や職員による違法若しくは不当な公金の支出などの財務会計上の行為又は怠る事実があるとして、県民の皆さまから地方自治法に基づく監査請求がなされたものについて監査しました。

令和 3 年に受理をした住民監査請求の処理結果は次のとおりです。

件 名	請求内容の要旨	処理結果
林政情報システムデータに係る委託業務に関する件 (令和 3 年 4 月 30 日受理)	<ol style="list-style-type: none"> 1 A社が受注した平成 28 年度から平成 30 年度までの林政情報システムデータ更新委託業務に基づく成果品に不具合等があったにもかかわらず、十分な原因究明もしないまま、当該修補契約をA社と締結したことは不当である。 2 A社の再委託先であるB社が非正規に取得したソフトウェアを使用していたか否かについて、必要な確認を怠ったまま、当該修補契約に基づく成果品を受領したことは違法又は不当である。 3 当該修補契約に基づく成果品の受領後においても、A社又はB社に対して、非正規に取得したソフトウェアを使用していたか否かについて、必要な確認を怠っていることは違法又は不当である。 4 平成 28 年度から平成 30 年度までの委託業務に基づく成果品に不具合等があったにもかかわらず、A社に対して損害賠償請求をしていないことは違法又は不当である。 	令和 3 年 6 月 29 日請求一部棄却・一部却下

<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金に関する件 (令和3年5月19日受理)</p>	<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第6弾)(以下「本件協力金」という。)は、交付根拠法令である新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という。)第63条の2第1項に基づき、県による時短営業の要請により売上減少の影響を受けた事業者に対し交付されなければならない。</p> <p>しかし、県は、売上減少の影響を受けた事業者には当たらない許可名義人であることを本件協力金の交付要件に加えた一方で、売上減少の影響を受けたことを交付要件から除外した。</p> <p>このため、県は、特措法第63条の2第1項の目的で交付されるべき本件協力金について、時短営業の要請による売上減少の影響を受けていない許可名義人に交付しており、県に損害が生じている。</p>	<p>令和3年7月16日請求棄却</p>
<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金第7弾に関する件 (令和3年8月24日受理)</p>	<p>県が国から交付された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(以下「地方創生臨時交付金」という。)を活用した新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第7弾)(以下「本件協力金」という。)は、時短営業の要請により減収を受けていることが交付要件でなければならず、減収のない者に本件協力金を交付することは、地方創生臨時交付金制度要綱(以下「制度要綱」という。)に定める地方創生臨時交付金の目的に反し違法な支出となる。</p> <p>しかし、県は、減収を本件協力金の交付要件としていないため、本件協力金のすべてが制度要綱に定める目的に反して違法に支出されたことになり、事業者への交付額全額が県の損害となる。</p> <p>よって、本件協力金が交付されたことにより県が受けた損害を、中小企業支援課において損害を防止する立場にあった職員に対し賠償させるよう求める。</p>	<p>令和3年10月22日請求棄却</p>
<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金第8弾に関する件 (令和3年11月8日受理)</p>	<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第8弾)(以下「本件協力金」という。)は、地方創生臨時交付金制度要綱(以下「制度要綱」という。)に規定する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の目的に従い、時短営業の要請により減収となっている飲食店への支援として交付されなければならない。</p> <p>しかし、県は、制度要綱に規定する目的に反して、他者に営業を委託した許可名義人に本件協力金を交付し、さらに、全ての申請について飲食店が減収となっていることの審査も行っていないため、全ての協力金が違法に</p>	<p>令和4年1月4日請求棄却</p>

	<p>支出されたことになり、交付額全額が県の損害となる。</p> <p>よって、本件協力金交付事業により県が受けた損害を、中小企業支援課の損害を防止する立場にあった職員に対し全額賠償させるよう求める。</p>	
<p>国家賠償請求事件の和解金に係る求償について (令和3年11月8日受理)</p>	<p>総務局財政部財政課(以下「財政課」という。)に在籍していたX職員が平成28年11月に自死に至ったことは、「X職員が政策局知事室在籍時の上司であったA職員からパワハラを受け、また、パワハラにより長時間労働を余儀なくされ精神的にも疲弊し、その後、財政課に異動し長時間労働を強いられたことが原因である」として、X職員の遺族が国家賠償請求事件訴訟を提起した後、県がX職員の遺族に対して和解金1億円を支払うことなどを内容とする和解が成立した。</p> <p>国家賠償法第1条第2項は、公務員に故意又は重大な過失があったときは、公共団体は当該公務員に求償権を有すると規定している。そして、本件自死について、A職員及び黒岩氏それぞれには故意又は重大な過失があったことから、県は両名に求償権を有し、速やかに行使しなければならない。</p> <p>したがって、県に生じた和解金1億円の損害は両名の責任であることから、知事は、両名に対してそれぞれ5,000万円ずつの求償権を行使しなければならず、当該求償権の行使を怠ることは違法な財産管理であり、許されない。</p>	<p>令和4年1月5日請求棄却</p>
<p>横須賀土木事務所発注の海岸高潮対策工事の設計変更に関する件 (令和3年12月27日受理)</p>	<p>1 請求の対象 横須賀土木事務所長 横須賀土木事務所工務部河川砂防課長</p> <p>2 対象となる行為 令和3年6月及び令和3年8月に行われた、「令和元年度海岸高潮対策工事(公共)その1 令和2年度海岸高潮対策工事(公共)その3 令和2年度海岸高潮対策工事(県単)その7合併」の設計変更に関する行為</p> <p>3 不当な理由 本工事は横須賀市長井の護岸をかさ上げする目的である。そのための一期工事として、既存護岸の地盤を掘り起こし、コンクリートを流しこむなどして基礎の強化を行うものである。横須賀土木事務所工務部河川砂防課が担当している。</p> <p>河川砂防課は工事に先立ち、「(横土334)令和2年度海岸高潮工事(県単)その2」で発注した「海岸護岸設計業務委託報告書」を令和3年3月に受領した。</p>	<p>令和4年2月25日請求棄却</p>

報告書によれば工事個所の3か所に対し、地質調査を行ってはいたが、既存護岸の地中の補強構造についての調査は行われていなかった。

令和3年6月、工事が開始され、工事を落札した建設業者が現場を掘り起こしたところ、想定した補強構造とは違う構造が発見され、設計変更が必要となった。建設業者はこのため護岸修正設計費として6,699,000円を要することになった。

さらに令和3年8月には形状の違う別の個所で、新たな補強構造が見つかり、再度修正設計が必要となり、3,586,000円の追加費用が余儀なくされた。

この再設計費用に対し、河川砂防課は当初の予算内で納めるために工事範囲を縮小すること、及び一部の工事の見直しなどで対応した。これは表面的な予算増はないものではあるが、縮小した工事範囲は追って施工せざるを得ないため、実質的に予算増になるものである。また工事の見直しで対応できるのであれば、当初の積算が甘かったことになる。

そもそも地盤を掘り下げ、基礎の強化を行う工事であるのに、試掘及び非破壊調査の手段をとることなく、地中の構造を推定するだけで工事を始めたために起こった事態であり、当初の調査段階で試掘及び非破壊調査を行っていたら、かかる支出はなかったものである。また少なくとも令和3年6月の1回目の修正設計の時点で全地点の調査を行っていたら、令和3年8月の2回目の修正設計は避けられたはずである。

さらに、当初の調査設計業務は競争入札により受託業者を決定している。その一方、修正設計は工事業者からの発注となっていて、横須賀土木事務所は直接的にかかわっていない。これは本来入札によって得られるはずの公平性、透明性、価額の正当性などについて到底担保できるものではない。

上記のように、本件は、十分な事前調査を行わないまま、工事を着工したため、本来必要なかった費用が発生したものである。

4 請求する措置

横須賀土木事務所工務部河川砂防課長及び横須賀土木事務所長の2名に対し、2回にわたる修正設計費 計10,285,000円(6,699,000円+3,586,000円)を県に返還することを求める。

注：請求棄却とは、監査を実施した結果、請求に理由がないと認めたものです。

請求内容等の詳細については、県監査事務局のホームページに掲載しています。

住民監査請求に関するホームページのアドレス

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/h4c/cnt/f491088/p1048695.html>

監査事務局



新着情報

- [議道監査委員が交代しました](#)（2022年5月25日） New

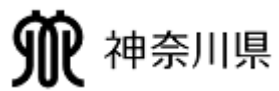
トピックス

- [令和3年財政振興団体等監査の結果について記者発表しました](#)（2022年3月25日）
- [令和3年財務監査（臨時監査）等の結果について記者発表しました](#)（2022年3月25日）
- [忠實審査等の結果・令和2年度分](#)（2021年10月14日）
- [令和3年財務監査（定期監査）等の結果について記者発表しました](#)（2021年10月12日）
- [令和3年財務監査（定期監査）等結果報告書を協議会議長及び知事に提出しました](#)（2021年10月12日）
- [令和3年財務監査（定期監査）等の中間結果及び財務監査（臨時監査）等の結果について記者発表しました](#)（2021年7月13日）
- [神奈川県監査事務局の新庁舎への移転について](#)（2021年3月29日）

監査事務局のホームページには、各種監査の結果やそれに対して知事等が講じた措置の状況、監査計画などを掲載していますので、ぜひ御覧ください。

ホームページアドレス

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/h4c/index.html>



監査事務局総務課 電話(045)285-5078(直通)
〒231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁新庁舎3階